

令和5年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和5年9月19日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
4番	峯山典明君	9番	五十嵐辰雄君
5番	石井公一郎君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

3番 佐藤眞一君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総務課長補佐		木村宜孝君
政策企画課長		布袋哲朗君
財政課長		蜂谷忠義君
防災危機管理課長		亀谷英一君
税務課長		鈴木壮君
住民課係長		酒井正幸君
福祉課長		服部豊君
子育て支援課長		松永重生君
保健福祉センター所長		勝村健君
生活環境課長		飯島弘君
保険年金課長兼国保診療所事務長		松本浩睦君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大越聖之君
建設課長		大越正博君
まち未来創造課長		清水敬子君
会計課長		本谷幸洋君
学校教育課長		中村寛之君
生涯学習課長		弓削紀之君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和5年9月19日（火曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第45号 | 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第46号 | 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第47号 | 利根町環境基本条例 |
| 日程第4 | 議案第48号 | 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第49号 | 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第50号 | 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第51号 | 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第52号 | 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第53号 | 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和4年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第13 | 議案第57号 | 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第14 | 議案第58号 | 令和4年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第15 | 議案第59号 | 令和4年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第16 | 議案第60号 | 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第17 | 議案第61号 | 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第18 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

- 日程第19 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第20 議員提出議案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出の件
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第45号
- 日程第2 議案第46号
- 日程第3 議案第47号
- 日程第4 議案第48号
- 日程第5 議案第49号
- 日程第6 議案第50号
- 日程第7 議案第51号
- 日程第8 議案第52号
- 日程第9 議案第53号
- 日程第10 議案第54号
- 日程第11 議案第55号
- 日程第12 議案第56号
- 日程第13 議案第57号
- 日程第14 議案第58号
- 日程第15 議案第59号
- 日程第16 議案第60号
- 日程第17 議案第61号
- 日程第18 諮問第1号
- 日程第19 請願第1号
- 日程第20 議員提出議案第2号
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件
-

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。本日、気温が高く、議場内も暑くなっております。各自において上着を脱いだり水分補給をするなど、適宜御対応いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名です。3番佐藤眞一議員から都合により欠席という届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

諸般の報告を行います。

本日、議員提出議案第2号として追加議案が提出されております。

追加議案については、タブレットに掲載したとおりです。

次に、9月6日に設置された地方消費税等調査特別委員会から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

井原正光地方消費税等調査特別委員会委員長。

〔地方消費税等調査特別委員会委員長井原正光君登壇〕

○地方消費税等調査特別委員会委員長（井原正光君） おはようございます。地方消費税等調査特別委員会の調査結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算が令和5年8月22日に専決処分され、その中で、地方消費税の延滞税30万円、無申告加算税22万6,000円、消費税及び地方消費税569万3,000円、合計621万9,000円が納付されました。

今回の事案は町民に与える影響を鑑み、長い間放置されていた経緯、原因等について調査するため、令和5年9月6日開催された定例議会において設置されたものであります。

また、付け加えますが、この件に関しましては、令和5年7月24日の第3回臨時議会において過去5年間の課税対象額、消費税申告額等の調査業務を委託する予算が既に計上されているところであります。

それでは、消費税等納税に至った経緯について御報告申し上げます。

当委員会は9月8日午後4時から、委員全員出席の下、全員協議会室において開催をいたしました。関係者であります松本保険年金課長兼国保診療所事務長及び丸係長に出席を願いました。

松本課長から公課の流れについて説明をしていただき、その後、委員からの質疑等を受け、調査を進めました。

松本課長からは、次のような説明がありました。

5月23日、役場にて財政課が主催したインボイス制度の説明会に診療所の丸係長が出席し説明を受けた。そのとき、消費税の課税事業者には該当するのではといった疑問を抱いた。私（松本課長）と町長に報告し、税に関してはよく分からないので税務署に行って話を聞

くことにしたと。

6月15日、税務署に赴き相談したら、課税売上が1,000万円を超えた翌々年度から課税事業者となり、申告納税義務が発生する。決算額が分からないので、課税売上高を確認する必要があると指摘されました。

7月24日、臨時会を開催し、消費税申告するに当たり、税額等の調査の業務委託費として補正予算110万円を計上した。

7月27日、業者と委託契約を結び、作業を進める。

8月3日、申告納税額等の調査のために必要な決算資料等を会計課から業者に提供した。

8月10日、業者から概要報告があり、平成23年度より課税売上額が1,000万円を超えている、よって、平成25年度から申告納税の義務があり、令和3年度から遡って申告する必要があるとの報告を受け、早急に申告納税の必要から、引き続き延滞税及び加算税の算定をお願いした。

8月22日、申告納税するために予算を専決処分した。

8月25日、消費税等延滞税・加算税を納付した。

9月4日、定例会に補正予算専決の説明をし、これより先、ホームページに公表するとともに各新聞社へプレスリリースした。

また、申告しなかったことについては、消費税法では医療関係が行う医療行為は非課税取引となっていること、診療所が診療収入で運営していることから課税事業者とはならないと思っていたと。調べが進む中で、予防接種や診断書発行手数料など自費診療の部分であることから、その部分が課税対象であることを理解し、課税対象額として1,000万円を超え、課税事業者となることが分かりました。前任者からもヒアリングをしてお聞きしましたが、非課税との認識でしたということでございます。

これらを受けて、委員会からの質疑の主な内容を申し上げます。

まず、「自ら申告したことに間違いはないのか」という問いに対し、「税務署からの指摘ではなく、うちのほうから申告した。自主的に申告したので、無申告加算税等が20%から5%の税率になりました」という答えです。

次に、「自由診療は全体でどのぐらいありますか」という問いに、「売上げで多いのが個人予防接種で、平成23年度が予防接種で810万円、その他、診断書などで1,000万円を超えました。平成25年度より申告納税の義務があり、平成29年度から令和3年度まで遡及申告が必要との事業者からの報告がありました」。

次に伺ったのは、「個人予防接種などの数字は業者によって分かったとのことだが、自分たちでは把握していなかったということですか」という問いに、「議員さんが見ていただいている決算書の数字です」と、このように答えがありました。続いて、「ということは分かっていることではないですか」という質問に対して、「超えているのは分かりませんが、消費税を計算するに当たり、いろいろ控除するものがあるので、専門的知識を有する

業者に委託しました」と、このように答えています。

次に、人事異動についてお聞きいたしました。「これまでの人事異動について、また、債務負担行為、支出命令等の決裁についてはどのようにしていますか」、それに対して「課長は、4名から5名変わっていると思う。現在、丸係長が診療所で起票して、私が決裁しています。係長は中途採用なので役場の経験はありません」という答えでございました。

そのようなやり取りの後、当委員会は改善と再発防止について協議し、以下のことについて申し上げたいと思います。

消費税が8%から10%に上げられた際に当議会の中でも議論がされていることから、いずれ課税事業者となりうることは理解していたと思います。その上で、四つの点について御指摘を申し上げ、改善を求めるものであります。

まず一つとして、課税客体の把握は毎年度の職員が決算書を作成する際の数字なので、消費税を計算するに当たり専門的な知識がないとできないということではありません。職員のやる気と努力が必要です。

二つ目、今回の失態は課税団体として恥ずべきことで、町民に不信感が募ることがないように、役場全体の問題として、全職員に対し深く税の知識・認識を高める必要があります。

三つ目、今後、税に関して、税務課を中心に、書類等は事業課に配付し内容を確認させ、実行に責任を持たせるべきであります。

四つ目、人事配置等については、職務内容に配慮し対応することが必要です。

以上、四つの改善あるいは防止策について申し上げます。

以上、特別委員会からの報告といたしますが、行政は住民から信頼されることを第一に、消費税のみならず、諸制度の手続の方法なども徹底し、確実な事務執行をしていただくよう切望いたします。

以上、消費税等調査特別委員会からの報告といたします

○議長（大越勇一君） 委員長報告が終わりました。

議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

4 番峯山議員。

〔4 番峯山典明君登壇〕

○4 番（峯山典明君） 4 番峯山典明です。議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、反対の立場で述べさせていただきます。

今回の件ですが、延滞税29万9,200円、そして無申告加算税22万5,800円が余分に使われております。このことから、これらの余分な税金、こちらをほかの事業、町民のための福祉サービスに使うことができたということを考えると、とても残念でなりません。

以上のことから、本議案に対して反対させていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

5 番石井公一郎議員。

〔5 番石井公一郎君登壇〕

○5 番（石井公一郎君） 議案第45号、利根町国民健康保険特別会計の専決処分についてでございますが、私は、この延滞金あるいはそれ以外にあったのですけれども、本当にこの税金で、消費税の1,000万円を超えるということが、本当に、言ってみれば国保診療所だけではなくても、もっとそれ以外の、町の中でも消費税に関する課税等についてはあると思うのですけれども、3,000万円から1,000万円に引き下げられたというようなことで、そこまで細かく事務職員は分かっていたというように、この辺を町は十分に今後気をつけていただいて、このようなことがないようにというように、今後二度とこのような事務処理を行わないよう、そのようなことをお願いして、賛成といたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第46号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、2点質疑させていただきます。まず一つ目が、人材確保につながるのかどうか。二つ目が、支援員の質は確保できるのか。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

児童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりまして、職員2名以上配置することとなっており、このうち1名は支援員を配置するとされております。町では、各施設に支援員1名、補助員1名を配備し運営しております。

補助員が支援員になるためには、県知事が実施いたします研修会を修了しなくてはならず、これまでは認定資格研修を一定期間内に修了予定者も支援員とみなすことができるとされておりましたが、今回の改正におきまして、有期の期限が定められていたこの一定期間内の規定について、2年以内に研修を修了予定に改正されました。この改正により、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置が無期限化されることにより、放課後児童支援員とみなされる補助員が多くなることと考えますので、これにより人材確保につながるものと理解しております。

2点目の支援員の質についてでございますけれども、県で実施している放課後児童支援員等研修に参加することで、放課後児童支援員として必要な知識、例えば子供を理解することや放課後児童支援員の役割として求められることなどを研修で知り、活用方法などを学びとして得られますので、研修に参加した支援員については皆同程度の質を持っているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第46号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第3、議案第47号 利根町環境基本条例を議題とします。

質疑通告議員は5名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、利根町環境条例です。この条例、町でこの環境条例を制定する最大の要因といたしますか背景、これについてお聞きしたいと思います。私ども条例を見ていて、なるほどとは分かるのですけれども、まだまだ町民の中には知らない人が多いということでお聞きをいたします。

次に、第4条、町の責務としての施策策定のことなのですが、基本理念にのっとり、いつ頃策定するのか、この時期についてお尋ねします。

次に、第5条、日常生活の環境の負荷の低減など施策の町民への協力呼びかけ、これはどのようにして行うのか。

第7条、町が実施する公害防止についてなのですが、国や県の対策は非常に幅広いものです。町として公害防止というのは、どのような範囲でどのように定めるのか、何か非常に難しいような感じがするので、その辺をちょっとお聞きしたい。

それから、第8条の事業者の意見についてですが、基本計画を定めるに当たって事業者の意見ということは、この事業者って意味がよく分からないので、町内の事業者なのか不特定多数の町外の事業者であるのか、その辺の、事業者というのは何を指すのか、ちょっとお聞きしたい。

それから、第9条、規制措置の内容なのですが、公害防止の規制、それから自然環境の保全の規制措置の内容、まだまだ細かい条例等は定まってありませんけれども、大体こういうふうになるよというような、その規制の内容についてお話しいただきたい。

それから、第10条、必要な調査の実施についてということで、その事情聴取等に必要な措置、調査するというのですが、これはどのように調査をするのか、お聞きしたい。

それから、第11条、抑制、減量の促進なのですが、循環型社会の再利用を促進す

るための抑制・減量への措置，細かいことは条例で決められると思うのですけれども，こういうようなことを決めていくよということでお話しいただければというふうに思います。

それから，情報の提供についてなのですが，14条，町民，事業者への情報の提供の仕方について今考えておられるのは，どのように周知徹底するために情報を提供しようとしているのかについて，お尋ねしたい。

それから，第18条，委員14名からなる審議会が結成されるということなのですが，この審議会の委員の内訳，町民が何名とか専門員が何名とかというのがあると思うので，それがもう既に決まっていると思うので，その辺についてお聞かせください。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは，井原議員の質疑にお答えいたします。

町で環境基本条例を制定する最大の要因，背景についてという質疑でございますが，環境基本法が平成5年11月19日に施行されたことにより，地方自治体においても自らの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定める動きが進んでおりました。また，茨城県においても，平成8年6月25日，茨城県環境基本条例が制定されました。

令和5年8月末現在，茨城県44市町村のうち，39市町村が環境基本条例を制定してございます。このような状況を踏まえ，利根町においても環境基本条例を制定すべきと考え，提案したものでございます。また，現在問題視されております太陽光発電システムの設置等につきましても，環境基本法，茨城県のガイドラインや町で制定されている条例等では対応できないことから，令和6年4月の施行に向けて準備を進めているものでございます。

次に，第4条，町の責務としての施策策定はいつ頃かという質疑でございますが，第8条第1項に環境基本計画を定めなければならないと規定されております。条例が施行されましたら環境審議会を設置する準備を進め，令和6年度から環境審議会を設置し，2年間をかけて環境基本計画を策定する予定でございますので，令和8年4月策定となります。

第5条，事前の施策の協力の呼びかけについてという質疑でございますが，町民の皆様にはクリーン作戦，ごみの減量化，リサイクルの推進など，環境保全，環境への負荷の低減に関し，町の実施しております施策に既に協力していただいているところでございます。現在，ごみ処理基本計画も，令和6年4月に向け策定中でございます。条例が施行されましたら，広報や町公式ホームページ等で周知し，また，ごみ処理基本計画も公表いたします。町の施策を理解していただき，既に町民の皆様には御協力いただいておりますが，今後も施策への協力をお願いいたします。

第7条，町が実施する公害防止についてという質疑でございますが，利根町公害防止条例，利根町残土条例など，既に制定されております条例等に基づき，相談及び指導を行っているところでございます。環境基本条例は町の環境に関する方向性を定めたものであり，

罰則等はありません。例えば、太陽光発電施設の設置については、近隣住民と事業者とのトラブル防止や森林伐採などの環境保全の観点から、防止策として条例の制定準備を進めております。また、環境美化の推進として、空き家・空き地の管理については、状況写真などを用いて所有者に協力と理解を求め、適正管理をお願いしております。外来生物の対応といたしましては、ミズヒマワリ等除去に係る連絡協議会と連携して、県や国にナガエツルノゲイトウ除去に係る相談や除去に向けた調整や研究を行っておりますが、11月には、新利根川に繁茂するナガエツルノゲイトウの除去を惣新田地区の御協力を得て、建設課及び生活環境課の職員と協力して実施する予定でございます。

第8条第3項の事業者の意見についてという質疑でございますが、第8条第3項に記載してございます事業者とは、生活に密着した事業者と考えております。例えば、町内の生活ごみを回収している清掃業者やスーパー、飲食店などを想定しております。

第9条、規制措置の内容という質疑でございますが、先ほど第7条で御説明させていただきました町が実施する公害防止についてと同じような回答となってしまいますが、例えば太陽光発電施設の設置においては、近隣住民と事業者とのトラブル防止や森林伐採などの環境保全の観点から、防止する措置として、令和6年4月に利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例を制定する準備を進めております。

第10条、必要な調査の実施についてという質疑でございますが、例えば、町民の方や小中学生、事業者などを対象とした環境意識調査アンケートや河川水生生物調査、道路・大気環境調査、温室効果ガス排出量調査など、環境基本計画を策定する上で様々な調査を専門業者に委託し実施する予定でございます。

第11条、抑制、減量化の促進についてという質疑でございますが、循環型社会の促進といたしましては、廃棄物の抑制及び減量化がございます。例えば、必要以上に物を買わない、食べ残しをしないことだけでも、ごみの排出を抑制することができます。また、生ごみの水切りをするだけでも、減量化が図れます。このような身近にできることから住民の皆さんや事業者の皆さんと協働し、進めていければと考えております。

第14条、情報の提供についてという質疑でございますが、分かりやすい表現で皆様に情報を提供したいと考えております。例えば、町のごみの排出量、資源物の回収量については、前年度の量と比較して情報を公表することや、学校給食や個人宅から回収された廃食用油が燃料にリサイクルされたなど、広報紙や町公式ホームページで公表することで環境に関する意識が高まることが期待できると思われまます。

第18条、委員14名、内訳はそれぞれ何名かという質疑でございますが、委員の内訳といたしましては、町民の方は8名で、布川地区、文地区、文間地区、東文間地区から各2名を公募したいと考えております。学識経験者につきましては2名とし、大学の先生などを考えております。各種団体の代表者といたしましては4名とし、清掃業者や飲食店、スーパー、環境問題に関する専門機関などを考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 何点かお聞きします。

まず、今回この条例を制定する一つの理由に、県内44市町村あって制定しない市町村がないからというような話があったのですが、もう少しこれは早くできたのかなというふうに思いますので、ひとつその状況を見ながら早めに、こういうものは大事なことなので、設置していただく。早くすることによって我々もそれだけ勉強できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、必要な調査等の件なのですが、10条関係なのですが、河川の水質検査等は、県南水道なんかはよく、あれは飲料水だからなおさらやっているんだけど、なるだけ小まめに、年何回とか月に1回とか、そういうことでやってほしいんだよね。どのぐらい水質が汚れているか、それを統計的に取って住民に知らせるということが大事じゃないかなというふうに思います。

それから、最後の委員の内訳なのですが、学識経験者2名と大学の先生だというふうな話があるんだけど、ただ大学の先生じゃなくて、要するに環境に通じた専門の先生を選んでもらわないと、ただ意見を聞くだけでは分からないと思うんです。この辺はどうなんだろう、まだ決まってないと思うので、ひとつその辺まで考慮してやっていただきたいというふうに思います。

○議長（大越勇一君） 要望ですか。井原議員， 要望ですか， 質問ですか。

○8番（井原正光君） 考慮してやっていただくについて、やるのかやらないのか、それを聞きます。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 今、井原議員にいただきました御意見を考慮しながら、やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 今の井原議員と重複するところがありますけれども、質疑いたします。

第5条、第6条で、町民及び事業者の責務を定めていますが、どのように周知徹底させるのか具体的にお聞かせください。

それに、2番として、環境基本計画について、これについては令和8年度に策定するというようなことで結構です。また、第3項で、町民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとありますが、具体的にお聞かせください。

それに、第9条、第11条については井原議員と重複しますので、第12条の環境教育等の推進で定めている、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実、そ

の他必要な措置について、これについても具体的にお聞かせください。

4番として、第13条の町民及び事業者の協働で自発的に行う環境の保全等に関する活動を支援するため必要な措置について、これも具体的にお聞かせください。

第5番目として、利根町環境基本条例は、前文を設けるような町の環境の基本原則などを定めた条例でありますので、みんなのまち基本条例のように、逐条解説の作成と公表が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

第5条、第6条で、町民及び事業者の責務を定めているが、周知徹底方法についてという質疑でございますが、既に町民の皆様、事業者の皆様には環境保全、環境への負荷の低減など町が実施しております施策に御協力いただいております。今後、条例が制定されましたら、町公式ホームページ、広報、町のイベントなどで環境基本条例をお知らせし、今後も引き続き町が実施する施策に御協力をお願いしたいと考えております。

次に、第8条第3項で、定めている必要な措置はどのような措置を講ずるのかについてでございますが、環境基本計画を策定するに当たって、町民の方及び事業者の方の意見を反映するための措置でございます。意見を反映するための措置といたしましては、利根町みんなのまち基本条例の規定により、パブリックコメントの実施及び同条例第21条第5項に規定されておりますように、必要に応じて町民の方及び事業者の意見を考慮してまいりたいと考えております。また、環境審議会の委員としても参加していただきたいと考えております。

第12条で、それぞれどのような措置を講ずるのかという質疑でございますが、第12条につきましては、持続可能な社会の構築と次世代に継承していくためという観点から、例えば夏休み等を利用し小中学校へ出向き、出前講座の実施や体験学習の開催、現在も行っております出前講座なども活用し、町民の皆様には情報発信をしていければと考えております。

第13条第2項で、活動を支援するためどのような措置を講ずるのかという質疑でございますが、町民の皆様及び事業者の皆様には自発的な環境保全に対する活動は既に実施していただいております。街路樹等の落ち葉拾い、クリーン作戦、ごみの減量化、資源物の回収など、環境保全、環境への負荷の低減に関し協力していただいているところでございます。このような活動に対して支援できるものは、ごみ袋の提供やごみの回収、また、資源物の回収に関しましては、資源物の売却収入をごみ処理費用へ還元するなど行っているところでございます。今後も住民の皆様及び事業者の皆様が自発的に行う環境に関する活動に対し、町としてできる範囲で支援させていただきたいと考えております。

条例の逐条解説の作成及び公表についてという質疑でございますが、逐条解説につきましては作成中でございます。町の環境に関する方向性を定めた環境基本条例でございます。

皆様に理解していただくことは大切でございますので、分かりやすい内容となるよう、環境審議会に逐条解説の内容を確認していただいた後、町のホームページ等で公表したいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 第3項の、事業者の意見を反映するというようなことで、基本計画で意見を反映するためパブリックコメントを実施するんだというようなことなのですが、反映するというのは、本当に何回もいろいろな場面で、こうしていきます、町は意見を反映するためにこのようにやっていきますと、本当にこれ、やってもらわないと困るんですよ。

それと、第12条で、小中学校に出前講座を実施するんだというようなことなのですが、教育及び学習の振興というようなことで、小中学校ばかりではなくて、これは町民全体だと思っておりますけれども、その辺。

それと、第13条の、これは既にクリーン作戦等をやっているんだと、それで、説明で売却収入が入っていますというようなことは、今やっている中で売却収入というのは何をもって売却収入なのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

まず、第8条の第3項の事業者の意見ということでございますが、こちらの環境基本計画を策定するに当たっては、何度か環境審議会を開催いたしますので、そこできちんと皆様の意見が反映できるような形でやっていければと考えております。

あと、出前講座の件ですが、こちらにも現在もやっておりますけれども、町民の方にもぜひやりたいと思いますので、御要望があれば、ぜひお願いしたいと思います。

あと、第13条の売却収入ですけれども、こちら皆様に、リサイクルの回収ですか、ごみの回収とは別にリサイクルの回収を実施しているところでございますけれども、その回収したものを塵芥処理組合のほうで売却していただいておりますので、それを利根町のごみの焼却費用の一部として充てさせていただいているということになります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今のことで、この第13条、これは各地区に、資源となるものというのは、これはごみの業者さんがやっていることであって、それを言っているわけ。何かこれは自発的に町民が、何て言うのかな、資源をとっているのではなくて、ごみ業者さんが第3土曜日とか、そういうやつを言っているわけ。

これで終わります。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

町のほうで行っております資源回収のほうを指してございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 私の質疑は井原議員の質疑と重複するところがございますので、既に答弁いただいております。

私の質疑は以上です。終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に3番佐藤眞一議員ですが本人欠席のため、次の質疑に移ります。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 2番の本谷でございます。私のほうも既に皆さんと質疑の内容が重複しておりますので、これで質疑としたいと思います。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから、議案第47号 利根町環境基本条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、地方債等の補正の件なのですが、地方債の補正の臨時財政対策債の限度額の変更、今回されました。3,000万円から407万2,000円を減額して2,592万8,000円になったのですが、その背景ですね、国の背景、どんなものなのか、ちょっと教えてください。

それから、歳入のほうで、款10地方交付税ですね、地方交付税について伺います。今回の補正で、普通交付税で2億7,629万7,000円、特別交付税で470万4,000円、合わせて2億

8,100万1,000円が補正されて、合計額が24億276万1,000円になりました。これは、そこに載っています。令和4年度の決算額を見ると23億3,872万8,000円ですから、実に6,403万3,000円も既に多く来ている、多く来ていることは、これはいいんですけども、いつもと違って早めに今回決定して、地方交付税を計上しているんです。地方交付税、最終的に12月頃決定、8月算定でこれはやったと思うのですが、特に特別交付税も470万4,000円だから、今後も3月までに特別交付税、あと何%か何千万円か来ると思うんだよね。

そういうことを含めると、すごく何か財政的に豊かだなと気もするのだけれども、今回なぜ、まず、なぜ交付税をこの時期に全額計上したのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、14番の国庫支出金のほう、その中で、項2目1の中で地域公共交通の改善事業費というのがあるのですが、今回250万円ですか減額しているんです。今から町でもいろいろ公共交通等の審議会や何かつくってやろうとしている中で、なぜこれは町のほうでやらないから補助金を要らないよと言ったのかどうなのか、その辺の背景、それをちょっと教えてください。

それから、歳出のほうなのですが、まず総務費、ずっと各款・項・目見たのですけれども、特に総務費の人員費、一般管理費ですね、1,951万4,000円増えているんです。何人分というか、すごい数なんだけれども、総務部で一体どんな事業をするために人間をここに集めたのか、それが分からないです。事業課に配置するというのならば、これは事業のほうを推進するためだなというのは分かるのだけれども、内部の事業でこんなに人員費を、人間を集めて一体何をやらせるんだというふうに思いますので、ちょっとお聞かせください。

それから同じく、総務管理費の目2の秘書広聴費なのですけれども、今回、研修会負担金ということで20万円計上されました。これについてちょっと説明してください。これ、当初にもう23万円上がっているんだよね。今回合計で53万円になるわけなんだけれども、この補正の要因、それについてお聞きしたいと思います。

それから同じ、総務費の目7地域振興費235万2,000円計上されています。これは、さっき言った特別交付税の半額を充当しているというのは分かるのですけれども、地域おこし協力隊の業務、どういう業務をやってもらうというかな、そういうことで仕事は既にこういう仕事をしてくださいということなのでしょうから、その内容について、ちょっと御説明ください。

それから、目9の電子自治体推進事業ですね、パソコン設定あるいは事務用備品ということで840万2,000円計上しているのですけれども、この計上でもう既に庁内の職員等の事務のインフラが全て整ったのかどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、同じ総務費の項の3で戸籍・住民登録費なのですが、戸籍・住民登録費の個人番号交付事業事務員報酬ということで41万9,000円上がっているんです。共済組合負担

金なども入れると48万7,000円になるわけですがけれども、こういうふうに計上されている。ところがよく見ると、歳入では58万5,000円来ているんだよね。9万8,000円ばかり、何か猫ばばしたような感じになって使っていないような感じがするんだけど、これについて説明してください。

次に、款4衛生費の目4の環境衛生費です。この空き家対策、地域おこし、ここにも特別交付税を財源として235万2,000円計上されておりますが、この方の、空き家対策費ということなので空き家対策に関することなのだろうと思うのですが、町独自にもこれまでいろいろ空き家対策については手を尽くしてやってきているんですね。そういう中で、今回、地域おこし協力隊に委託することについて、どういう業務が手が回らず委託するのかなというふうに思うんです。そういう点について、ちょっとお聞きしたい。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

利根町一般会計補正予算書6ページの第3表、地方債補正の臨時財政対策債が減った背景ということでございますが、この臨時財政対策債は、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を、一旦、地方公共団体に借金して補っておく、賄っておく地方債のことです。地方交付税の振替として発行する地方債であり、実質的には地方交付税と言えるものです。

その背景ですが、地方財政計画、今年度伸び率がマイナス44.1%ということで、その数字で予算を編成し、実際、今回交付額も減っているところです。背景的には、国の税収が増えているものと思われまます。

続きまして、利根町一般会計補正予算書10ページの款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきまして、まず、普通交付税は、令和5年6月12日付の茨城県総務部長通知、令和5年度普通交付税算定結果検収についてにより資料の調整依頼があり、7月6日に資料の提出をしました。7月28日に茨城県知事より交付決定額の通知があり、先ほど言われましたように交付税額23億1,929万7,000円が示されたので、今回の補正予算において普通交付税2億7,629万7,000円の増額補正を行ったものです。

なお、普通交付税につきましては、地方交付税法第10条で、総務大臣は毎年度、交付すべき普通交付税の額を遅くとも毎年8月31日までに決定しなければならないとされておるので、この普通交付税の計上につきましては通常時期に計上しているところでございます。また、特別交付税につきましては、今回の補正予算に計上しましたものは、地域おこし協力隊業務委託に係る費用につきまして、全額、特別交付税措置されることから計上したものです。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

歳入のほうの地域公共交通確保維持改善事業補助金でございますが、こちらにつきましては、地域公共交通計画を策定する際に実施いたします調査事業など、そちらのほうに対しての補助金でございます。

国のほうの補助金で補助率は2分の1となっておりまして、当初、当町のほうでは500万円、限度額いっぱいの500万円を計上してございました。ただ、今年度、交付申請の自治体はかなり多くなってございまして、その中で、一律半分ということで250万円、利根町の場合は250万円、ほかのところでは交付されてなかったという自治体もございまして、利根町のほうは、交付申請が多かったにもかかわらず250万円の補助金がついたということもございます。

続きまして、地域おこし協力隊のほうの活動内容でございますが、こちらにつきましては、地域おこし協力隊自体が地域外の人材を積極的に誘致し、地域に居住して当町の課題解決のための取組や自ら企画した事業など地域協力活動を行いながら、定住・定着を図ることを目的としております。

政策企画課では、地域コミュニティ活性化に係る活動やスポーツを軸とした健康増進に係る活動等を行うスポーツまちづくりコーディネーター、こちらの方2名を募集してございます。こちらにつきましては、保健福祉センターや、また、大学連携、また将来的には地域部活動とかのそういう部分も入っていますけれども、政策企画課のほうで募集をさせていただいているところでございます。

続きまして、電子自治体推進事業のほうの増額補正でございますが、こちらのほうにつきましては、先ほど井原議員がおっしゃった部分に関しましては、ソフトウェアを更新する委託と、また、モニターの購入費ということでございます。これ以外に債務負担行為のほうで、今回、補正予算のほうで計上させていただいております5,662万8,000円、これを加えた部分で全職員の設定や更新のほうが全て完了するというものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 木村総務課長補佐。

○総務課長補佐（木村宜孝君） それでは、井原議員の御質疑のほうにお答えさせていただきます。

まず、人件費の部分でございます。総務費、一般管理費の人件費のほう、職員給与費が増加している要因でございますが、こちらは4月の定期人事異動に伴う増額でございます。当初予算編成時には職員42名分で予算のほうを計上しておりましたが、異動により対象職員数45名となりましたので、その分の増加でございます。一般管理費における職員の給与につきましては、特別職含めまして、町長、総務課、政策企画課、財政課、会計課、防災危機管理課、こちらの課の職員が対象となります。

2点目、款2総務費、項1総務管理費、目2秘書広聴費、特別職事務費におきまして、負・補・交、こちらの20万円の増額でございますが、こちら初日に財政課長のほうの補足説明のほうで御説明させていただきましたとおり、令和5年7月に開催いたしました県南町村会、こちらにおきまして、令和5年度の定期総会の役員改選におきまして、当町、佐々木町長が県南町村会の会長と急遽なりました。会長が佐々木町長になったことによりまして、事務局も当町が引き継ぐことになりまして、こちらの県南町村会が主催する視察研修の随行職員の負担金といたしまして10万円掛ける2名分ということで、20万円を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 酒井住民課係長。

○住民課係長（酒井正幸君） 井原議員の御質疑にお答えいたします。

16ページ、款2総務費、項3住民登録費、目1戸籍・住民登録費の個人番号カード交付事業の人件費の増額と、10ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4個人番号カード交付事務費補助金の金額に差がある、この理由をとということでございますけれども、当初予算で、この個人番号カード交付事務費補助金につきましては会計年度任用職員の人件費の部分、それと通信運搬費、こちらのほうの部分の一部に充当させていただいております。

今回、個人番号カード交付事務費補助金の増額が決定されたことによりまして、人件費のほう1年間、会計年度職員2名の1年間の雇用部分が賄うことができるようになりました。それとその他としまして、通信運搬費、こちらの一部も賄うことができるようになったために、人件費のほかに通信運搬費、こちらのほうに充当させていただいている関係で、金額が違っているということでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

議案書23ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、節12委託料、空き家対策事業で地域おこし協力隊業務委託235万2,000円でございますが、令和6年1月着任予定の地域おこし協力隊2名、3か月分の報酬、家賃ほか必要経費相当の委託料でございます。

空き家・空き地バンクの運営や、移住希望者とのマッチング及び相談業務などを行っていただくものです。空き家の解消はもちろんでございますが、地域おこし協力隊の移住、協力隊以外の移住者、空き家バンク利用者など、利根町の人口増加につなげることも期待できるものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、2回目のことについてお聞きしたいと思います。

一番最初の臨時財政対策債なのですけれども、今回は減っているということもあって、それはそれでいいのですけれども、私、あまりこの臨時財政対策債というのは理解に苦しむような財源なので、なるべくだったら借りないほうがいいなというふうに思っているところです。それはそれでいいです。

それで、地方交付税、今回7月28日に県のほうから交付決定があったというようなことが話されたかと思うのですが、これは、町のほうで算定したときにはもう既に決まっていたんじゃないですか、既に。何かその辺が、何か県から来たからどうのこうのじゃなくて、自分でもって、町のほうで算定したときには、この数字というのがもう決まっていれば、その金額というのが、いずれ交付決定額来るか来ないかにかかわらず、もう決定しているのですから、必ず収入になるというふうに私は思っているのだけでも、ちょっと認識違うのか、その辺ちょっと確認させてください。

それから、款14の国庫支出金の中で説明を受けたのですが、今回500万円から一律、国のほうで半額になったよというような話なのだけれども、では、その全体的な町としての事業はどうなのだろうか。今まで、500万円の補助金でこういう形でやるよと、これ2分の1ですから、1,000万円の事業だよ。これが半分になると500万円の事業になるのだけれども、町としての調査や何か、維持・確保の改善事業は縮小されるのかどうなのか、その辺ちょっとずばり教えてください。

それからもう一つは、歳出のほうの総務費の人件費、今回42名から45名、企画や何かいろいろ広範囲にわたっている人たちなのですが、ですから先ほども言っているように、どういう業務に就かせるために今回増やしたのかなというふうに思うんですよ。やっぱり、いろいろ今回も我々議員も指摘したように、別に診療所の例を挙げるわけじゃないのですけれども、そういうふうに人が足りなくて、実際に自分で事務を勉強しながら掘り下げてやっていくという課の、苦しんでいる課もあると思うんだよね。そういうところに、やっぱり配置すべきじゃないかな。何で総務に人件費が、人間が重なるというのは、多くなるというのはあまりいい傾向ではないんだよ、これは、はっきり言って。その辺もう1回お答えください。

それから、広聴費、よく分かりました。佐々木町長、ひとつ会長として頑張ってください。それで、随行への手当だと、経費だということも分かりました。

それから、いいです、分かりました。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この普通交付税の算定ですが、まず当初予算の編成におきましては、やはり地方財政計画の伸び率、今回はプラス1.7%という数字がありましたので、その数字を参考に算出しております。

それで、今回の申請に当たりましては、先ほども言いましたが、茨城県の総務部長から

通知があり、令和5年度の算定結果検収の通知により、資料の、こちらで調整をして、県のほうに7月6日に資料を提出しました。その結果に、県知事からの交付決定通知がありますので。それに、この普通交付税などにおきましては、基準財政需要額に調整率をかけたりにして初めて算出されるようなところもありますので、町が全てやったときのものでは算定できないようになりますので、ちょっとそういった、県のほうと国のほうで、この調整率をかけてもらった数字で決定されることになりますので、その決定額を今回補正しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

250万円減額されておりますが、こちらのほうにつきましては一般財源のほうを充てていただきまして、当初の計画どおり、調査のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 木村総務課長補佐。

○総務課長補佐（木村宜孝君） それでは、総務費の人件費の件でお答えのほうさせていただきます。

井原議員おっしゃられたとおり、なかなか職員数、限られた人数で職務のほうを遂行しておりますので、どうしても年度によって、業務の偏りで職員数の増減がある課がございます。今年度、特に政策企画課のほうにおきまして、自治体DX関連の事業を遂行する上で専任となる職員がどうしても必要となったことから、こういった部署に人員を配置いたしまして、他の部署から人材を引っ張ってくるという形にはなってしまうのですけれども、そういったところで、定員の中でやりくりするしかないという部分がございますので、今年度におきましては政策企画のほうを増員して、少し職員を手厚くしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員の質疑が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時35分とします。

午前11時23分休憩

午前11時35分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）について質疑いたします。

款15県支出金、節2の老人福祉費補助金4,200万円の減というようなことなのですけれ

ども、4,200万円について説明してください。

それに、歳出の総務費の節12委託料で地域おこし協力隊、もう一つは、款4の衛生費の委託料で235万2,000円、これは空き家対策費は井原議員と重複しておりますので、これについては結構でございます。款5農林水産業費、節10の需用費と節14の工事請負費166万5,000円、利根親水公園維持管理事業について御説明をお願いいたします。

それに、款9節7の報償費5万1,000円、コミュニティ・スクールサポート事業について、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 石井議員、款4は、最後の款4衛生費。

○5番（石井公一郎君） これは先ほどの井原議員と重複しておりますので、結構でございます。

○議長（大越勇一君） 分かりました。

石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 議案書10ページ、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金についてでございますが、地域医療総合確保基金事業補助金につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に基づき県が作成する計画に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として、福祉施設の大規模修繕に併せて行う介護ロボットやICTの導入に必要な経費に対して補助するものでございます。

当初予算では介護老人保健施設もえぎ野及び特別養護老人ホームやまなみ園に対して補助する予定でしたが、7月に町から県へ補助金の事前協議書を提出する際、対象となる2施設に対して事業計画書の提出を依頼したところ、特別養護老人ホームやまなみ園のみ提出がございましたので、1施設のみで県へ事前協議書を提出しました。その後、7月19日付で茨城県から当該補助金について特別養護老人ホームやまなみ園分の内示が出たため、介護老人保健施設もえぎ野で予定していた補助金について、今回減額するものでございます。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 議案書25ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目6農村環境整備事業費、節10需用費、その中の修繕費補正要求額48万8,000円につきまして御説明させていただきます。

親水公園維持管理事業の修繕費につきましてでございます。公園灯2基の照明器具の交換修繕でございます。補正理由といたしまして、平成13年の公園開設当初から設置されている公園灯4基のうち、2基につきまして照明器具が大風により破損し、落下の危険性がございましたので、この2基につきまして今年6月に緊急の交換修繕を行いました。その後の点検によりまして、残り2基につきましても老朽化による腐食箇所が多数見られたため、安全を考慮し、今回、同様の交換修繕をするものでございます。

続きまして、節14の工事請負費補正要求額117万7,000円。工事請負費の内容でございますが、公園北側フェンス基礎部分に堆積した土の除去及び公園北側法面の掘削形成工事でございます。補正理由といたしまして、この公園北側のフェンスは、管理は豊田新利根土地改良区となっておりますが、豊田南用水の擁壁天端部分に設置されているフェンスでございます。そこに公園側から流出された土が堆積しており、擁壁天端部分の雑草の繁茂は公園から流出し堆積した土が原因であるため、工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 議案書のほうは28ページのほう御覧になってください。

款9教育費，項1教育総務費，目4教育研究指導費，節7報償費のコミュニティ・スクールサポート事業，委員謝金5万1,000円につきまして御説明をいたします。

コミュニティ・スクールサポート事業でございますが、こちらは、利根小学校及び利根中学校をコミュニティ・スクールとするために、その準備を目的とした協議組織を立ち上げるための事業となっております。

コミュニティ・スクールとは一言で申し上げますと、学校運営協議会を設置した学校と言い換えることができます。この学校運営協議会を設けることにより、地域の皆様と共に学校課題の解決に向けた話し合いを行ったり、年度ごとに学校が目指す教育目標を共有したり、地域のボランティア団体を学校と結びつけて教育内容の質を高めたり、よりよい教育環境の整備を行ったりすることができるようになります。

本事業は、この学校運営協議会を令和6年度から立ち上げるために、その前段階として、学校運営協議会の組織づくりや運営委員の人選を行う学校運営協議会推進委員会を開催するための事業となっております。その推進委員の方々のうち、6名の方にお支払いする謝金として5万1,000円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、款2総務費，項1総務管理費，目5財産管理費，節17の備品購入費で11万8,000円の補正について、これは説明ですと、専門の人材を1人、企業から10月に受け入れるという説明ありました。二、三伺います。

この事業については、人件費を含めた職員についての交付税措置はありますか。それから、この人材は、ある企業の在籍派遣ですか。あともう一つは、この派遣期間ですが、これは何年間ぐらいですか。これは10月からの費用がかかりますけれども、これは補正予算で対応のほうは、そのほかにありますか。このデジタル人材の専門性、それから職務経験、それから役場ではこのデジタル人材1人を派遣していただきまして、この方を主体性を持って、事務事業の推進に役に立つと思うのですか、その考えについてお尋ねします。

それから、目7の地域振興費，節12委託料235万2,000円ですが、これはまちおこし協力

隊の事業だと思いますが、令和6年1月から受け入れるのですが、この業務はスポーツコーディネーター2名ですが、コーディネーターというのはどういった資格があるのでしょうか。事務事業の内容は、この2名に対してどういう仕事をしていただくとか、その辺について伺います。

それから、空き家対策ですけれども、款4です、衛生費、項1の保健衛生費、目4環境衛生費で節12、これは令和6年4月から2名を受け入れると。この空き家コーディネーターという専門的知識は、どういう知識が必要でしょうか。このコーディネーターの業務の内容ですが、やっぱりこの方は2名ですけれども、町の中に入っているいろいろな住民と接触しますけれども、身分を証明するカード、そういったものの携行とか何かは必要でしょうか。その点もお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

一般質問の中でも答弁をさせていただきましたが、早ければ10月1日よりデジタル専門人材、地域活性化起業人の受入れを予定しておりますので、財政課にお願いをいたしまして、机と椅子1組の予算を計上させていただいたところでございます。

業務内容につきましては、現在急速に進んでいる自治体DXなどデジタル化に対応するため、DX推進計画の策定支援や、庁内業務の課題の可視化とデジタル技術を活用した業務改善、これらのアドバイスをいただくような形で、ICTアドバイザーとして赴任をしていただくような形で考えてございます。

受入れ体制につきましては、政策企画課の情報政策係、こちらのほうに席を設けます。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたとおり、月の半分以上、利根町のほうに勤務をしていただく、残りは、もともと派遣元の企業に身分はございますので、その派遣元の企業に身分を残したまま、月の半分以上、利根町に来ていただくという形になってございます。

こちらの期間のほうは、一応3年間を、うちのほうとしては予定をしております。その分の、今回は6か月分という形になってございます。この分につきましては、全額、特別交付税のほうで措置される予定でございます。

続きまして、地域おこし協力隊、こちらのほうの委託料235万2,000円、この方の活動内容でございますが、地域コミュニティー活性化に係る活動、スポーツを軸とした健康増進に係る活動が主な内容となっております。具体的には、町内のスポーツ団体、ワイワイスポーツクラブとかいろいろあると思うのですが、またそれ以外にも日本ウェルネススポーツ大学との連携や調整、また町内のイベント等の企画運営、中学校部活動の指導員や地域内スポーツ指導員の発掘など、そういうような業務を行っていただきたいということで、今回計上させていただいております。こちらのほうも、全て特別交付税措置とい

うことをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、五十嵐議員の質疑にお答えいたします。

議案書23ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、節12委託料、地域おこし協力隊業務委託235万2,000円、令和6年1月から2名受け入れる空き家コーディネーターの専門知識についてという質疑でございますが、現在、空き家コーディネーターとしての知識を持っている方の申込みはございません。

空き家コーディネーターとは、空き家の利活用による地方創生の推進を目的に、空き家所有者と居住希望者が安心して取引を行うことができる環境を整備することを業務といたします。令和6年1月以降、地域おこし協力隊と業務委託契約が締結されましたら、空き家コーディネーターとして必要な知識を習得してもらうため、研修等に積極的に参加していただく予定でございます。

また、地域おこし協力隊の身分証明書は携帯していただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

この一番関心を持っています、デジタル人材についてですが、この事業は、国でやっていますデジタル田園都市国家構想、これに関係あるのかどうかだよ。国のほうとしては、デジタル化に取り組む地方自治体は、現在の倍以上の1,500自治体ということが目標ですね。まず単独ではなかなか人材の確保が難しいので、やっぱり国のほうからそういった派遣、この方は国のほうの施策として、国が仲介して、企業内派遣でしょうか、その点もお尋ねします。

それからもう一つ、空き家コーディネーターですが、これは、町の中に入って、いろいろ空き家に対する相談とか何かやりますけれども、身分を証明するそういったカードか何かを持ってないと、なかなかコーディネーターということで区別がつかないんですよ。これは、町のほうとしては携行カードか何かを発行して、やっぱり町に入って実際に、この方が地域おこし協力隊と見分けがつくような形でやったほうが良いと思うんだよ。そういう点のお考え、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

一般質問のほうでもお答えしたのですが、内閣府のほうの制度を活用して、企業のほうから紹介をいただいたところでございます。その紹介をいただいた企業さんと打合せを行って、その中から5社、6社ぐらいから紹介を受けたわけなんですけれども、その中で面接を行いまして、またいろいろ協議をしまして、利根町のほうに合った企業さんの

ほうを1社に絞り込みまして、今回補正のほうに上げさせていただいております。

先ほど、スポーツコーディネーターの資格ということでちょっと答弁し忘れたのですが、こちらのほうは資格は特に必要なしということで募集はかけさせていただいております。ただ、スポーツインストラクターとかそういう指導の資格を持っていれば、なおいいのかなというふうには思いますけれども、募集の段階では特段、資格のほうは必要とはしておりません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは御質疑にお答えします。

身分証明書の発行でございますけれども、地域おこし協力隊設置規則の第7条第3項に、地域おこし協力隊の身分証を携帯しということになっておりまして、そちらのほうの身分証明書は発行して、そちらを持って行っていただく、そのような形でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） せっかく役場で努力しても、今までも大分貢献度がありますけれども、一般の町の声を聞くと、そういう方がいましたでしょうかと、そういう、やっぱりPRが足りないと思うんです。もう大々的にメッセージを送って、町の方がよく活用されることを願っています。

ですから、情報公開じゃないけれども、やっぱり情報を提供して、町の方が積極的に、こういうスポーツコーディネーターとか空き家対策とかそういう方を受け入れて、活用してくださいよ。それをひとつ最後のお願いで終わります。

○議長（大越勇一君） 次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 歳出について、三つ質疑いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、委託料、常陽資金移動・照会サービス業務委託、ノートPC設定は、業者でなければ設定できないほど複雑なものなのか。

二つ目、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、備品購入費、共用備品管理、購入したものは、現在庁舎で使用しているものと同じなのか。より安いもの、軽いもの、使いやすいものを購入するなど、比較検討はしたのか。

三つ目が、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、老人福祉施設整備事業、こちらは中止になった理由と、再開することはあるのか。

以上、三つについてお尋ねいたします。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

本谷会計課長。

○会計課長（本谷幸洋君） それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

議案書の13ページから14ページにかけまして、款2総務費、項1総務管理費、目4会計

管理費，節12委託料の常陽資金移動・照会サービス業務委託（ノートPC設定）について御説明いたします。

常陽銀行資金照会サービスを利用するためには，通常のインターネット回線とは異なる自治体専用の閉域回線であるL G W A N回線に接続する必要があり，そのためにはサーバー内で管理をしているドメインの設定作業，ファイヤーウォールの設定及びプロキシサーバーの設定などの庁舎内部ネットワーク環境の設定導入作業など，高度な設定が必要であり，かつ設定内容が多岐にわたるため，安全で正確な接続を確立するためには必要な作業であります。

また，本役場職員が設定を行い接続が不可能であった場合，銀行側のサーバーあるいは本役場職員が行った設定によるものなのか，原因の切り分けが困難であり，接続を確立するまでに相当の時間を要してしまう可能性があるため，また，本サービスは口座振替依頼のデータの送信及び口座振替結果データの受信のサービスを行うために必要なシステムであり，安全かつ正確な接続を確立する必要があるため，業者に委託するものでございます。以上です。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案書14ページの款2総務費，項1総務管理費，目5財産管理の共用備品，こちらは事務機及び椅子の購入，こちらにつきましては，現在使用しているものと同じ形状のものを購入する予定でございます。

なお，購入に当たりましては，見積り合わせをして購入をいたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 18ページ，款3民生費，項1社会福祉費，目2老人福祉費の老人福祉施設整備事業でございますが，大規模改修を行わない理由につきましては，詳細は把握しておりませんが，大規模改修に加えて介護ロボットやI C Tの導入を行う場合，費用はとても高額となりますので，今年度の実施は見送られたと聞いております。

次に，再開する可能性につきましては，この補助金は県の計画に基づいて交付するものとなりますので，来年度以降も補助対象となるか現時点では未定でございますが，来年度以降も補助対象となった場合は，介護ロボットやI C Tの導入について引き続き検討されると伺っております。

○議長（大越勇一君） 次に，1番山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 1番山崎敬子です。石井議員と峯山議員の質問とかぶりまして，今のお答えで理解させていただきましたので，質問のほうは取り下げさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で述べさせていただきます。

本議案には、公共公益施設維持整備基金積立金が含まれております。1億9,099万9,000円です。大変高額な事業となっております。

先日、議会の中で、財政課から本来であれば使用期間は60年、それを長寿命化として80年使えるようにするため、中間の30年、35年で一度大規模改修工事が必要との答弁がございました。しかし、やはり先ほど申しましたように、大変高額な事業となっておりますので、もう少し慎重に、補修で済むところは補修にする。

また、利根町の中で公共施設をどのように管理していくか、計画が平成29年3月に策定されております。その中で、どのように公共施設を維持していくのか、方針が出されております。その方針にのっとなって、もう一度慎重に議論していただけたら幸いです。

以上のことから、本議案に対して反対させていただきます。以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

2番本谷 孝議員。

〔2番本谷 孝君登壇〕

○2番（本谷 孝君） 2番本谷でございます。反対の立場で討論させていただきます。

少子高齢化あるいは日本全体が非常にマイナスムードの中、せめて利根町は、移住者を、お一人お一人の移住者を大切に増やせるように、あるいは戻って来られるような利根町をつくるために、小学校、これはやはり複数必要である。一つに限定するのではなく、選択肢をつくるという意味。

それから、いじめや不登校、これは今不登校の人数は24万5,000名を超えております。これは何と、小中学校の統廃合に比例しているのであります。

既に利根小学校はスタートしておりますので、こちらを、やはり子供たちを大切にする利根町であってほしいので、そこは後戻りはできませんが、2015年の鬼怒川決壊においては常総市は小学校が14校ありました。2校の小学校が被災しましたが、その子供たちは、ほかの12校の空き教室で学ぶことができました。災害の後が大切なんです。しばらく使えなくなってしまうわけです。

やはり、働き盛り、子育て中の皆様にとりましては、通勤・通学に適している利根町でございます。ふるさとを大切にしている者が大勢おります。そういった皆さんに、やはりもっともっとPRをし、来町いただき、利根町のよいところをもっともっと発信し続けていってほしい、そういう思いでございます。利根小学校はスタートしておりますが、万が一の際、子供たちが安心して学べる教育環境をつくり、今後のことに強く行政の皆さんに期待し、利根町民の夢をこれ以上奪わずに、よりよい利根町に再生できるように願ってお

ります。

そういった気持ちも込めましての反対討論となります。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時07分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番本谷 孝議員から発言を求められておりますので、これを許します。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 2番本谷でございます。先ほどの議案第48号での反対討論について、議案と関連しない討論となってしまいました。発言を取消しさせていただきます。

○議長（大越勇一君） ただいま、本谷 孝議員から議案第48号の反対討論について、会議規則第64条の規定により、議案に関連する討論ではないとのことから発言内容を全て取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、本谷 孝議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第49号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第49号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，議案第50号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。歳出において、一般会計繰出金についてお伺いいたします。

歳入は繰越金748万6,000円、その繰越金のうち、320万9,000円を一般会計に繰り出そうとするものですが、なぜ繰り出しするのか、その理由が分からない。繰越金は、そもそも公共下水道特別会計の純然たる資金だよ。したがって、通常は積立てするのが常套手段だと思うんだけど、これは一般会計のほうからでも何か余ってれば一般会計よこせ、よこせとは言わないかもしれないけれども、一般会計へ戻せというんじゃないだよ、何て言ったらいいんだろう、返せともいうことじゃなくて、本当によく分からないんだけど。

とにかく、一般会計のほうに繰り出す、その理由、これが分からないので、説明してください。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 井原議員の質疑についてお答えいたします。

議案書7ページ、款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金302万9,000円についてでございますが、今回の歳入補正総額748万6,000円から、歳出補正総額427万7,000円を差し引いた額302万9,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

こちらは、財政課との協議により、前年度の一般会計繰入金に対して余剰金が発生した場合は、一般会計に繰り戻すという取決めにより予算計上したものです。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） その一般会計での取決めというのは、何なのですか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

平成28年度より、前年度繰越金の2分の1以上の額を公共下水道財政調整基金に積立てをし、残りを一般会計に繰出金として繰戻しを行っております。それで、現在に至っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そういう、あしき例はやめたほうがいいよね。これから、もうすぐ公会計なんだよ、いや、企業会計なんだ法的には、これ独立採算でしょう。だから、もらったものは返さない、そこから剰余金出たのは全部その特別会計の資金なんですから、わざわざ一般会計に返す必要はないと思うんです、私は。

財政課長、どう思いますか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 井原議員の御質疑にお答えいたします。

今、井原議員おっしゃいましたように、令和6年度から公会計のほうの導入ということで、独立採算ということで今後、下水道はやっていくこととなりますので、その辺につきましては今後、再度、生活環境課長と協議の上、適切な対応をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第50号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第7，議案第51号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第51号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第8，議案第52号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第52号について質疑いたします。

歳入の繰越金，これも繰越金なんですけれども，3,966万1,000円で，償還金1,818万円，それから準備基金として1,021万4,000円ですね。そして，一般会計に1,289万4,000円繰り出そうとするものなんですけれども。

まだ半年ぐらいしかたっていない中で，こういう一般会計に繰り出して，もう1回，一般会計から繰り入れするというようなことが起こり得るのじゃないかと思って，ちょっと今心配してこの質疑をするのですが，その辺のことについてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 議案書7ページ，款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金についてでございますが，こちらは，令和4年度の介護給付負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国・県社会保険料支払基金への返還金を計上させていただいております。

前年度の介護保険給付費の実績報告については毎年6月に行っており，実績報告により介護給付費負担金が確定します。前年度中に交付決定を受けた介護給付費負担金の所要額

より実績報告による介護給付費が下回ったため、既に交付を受けている介護給付費負担金を返還するものでございます。

次に、地域支援事業交付金についてですが、総合事業と総合事業以外の事業に分かれておりまして、総合事業は介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つの事業になっております。介護予防生活支援サービス事業は、要支援の認定を受けている方や、要介護認定を受けていなくても基本チェックリストで事業対象者として判断された方が必要なサービスを利用できるもので、一般介護予防事業は65歳以上の全ての高齢者が利用できるものでございます。

こちら、介護給付費負担金と同様に、前年度中に交付決定を受けた地域支援事業交付金の所要額より実績報告による地域支援事業費が下回ったため、既に交付を受けている地域支援事業交付金を返還するものでございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第52号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第9、議案第53号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第53号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10、議案第54号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第54号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第17、議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

この件については、9月4日の本会議において決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について、委員長報告を求めます。

山崎誠一郎決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長山崎誠一郎君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（山崎誠一郎君） それでは、決算審査特別委員会に付託された議案の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月4日の本会議において設置され、議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7議案について付託されたものでございます。

決算審査特別委員会は、令和5年9月11日から9月14日までの土・日を除く4日間、委員9名全員が出席しての開催、これに町長、教育長をはじめ各課長及び担当職員の出席の下、積極的な質疑応答がなされ、長時間にわたり慎重なる審査を行いました。

議案第55号 令和4年度利根町一般会計決算の歳入は72億15万1,311円、歳出は69億1,910万6,253円でございます。

これに対し、峯山委員及び石井委員の反対討論、船川委員の賛成討論があり、採決の結果は、反対が井原委員、石井委員、峯山委員、佐藤委員、本谷委員の5票、賛成が五十嵐委員、船川委員、山崎敬子委員の3票で不認定とするものと決定いたしました。

以降の議案第56号及び議案第57号の特別会計については、賛成、反対ともに討論はなく、採決の結果は、反対が井原委員の1票、そのほかの委員の賛成7票で認定とするものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計決算の事業勘定は、歳入が19億2,312万2,840円、歳出は19億500万7,446円。次に、国保診療所の施設勘定でございますが、歳入は1億9,178万6,882円、歳出は1億5,217万489円でありました。

議案第57号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計決算の歳入は2億8,452万3,160円、歳出は2億7,565万6,728円でございます。

以降の議案第58号から議案第61号までの特別会計については、全会一致で認定するものと決定いたしました。

議案第58号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計決算の歳入は3,202万5,986円、歳出は2,676万3,760円でございます。

議案第59号 令和4年度利根町介護保険特別会計決算の歳入は17億979万9,172円、歳出は16億7,013万6,605円でございます。

議案第60号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計決算の歳入は1,568万4,336円、歳出は1,463万3,697円でございます。

次に、議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計決算の歳入は5億9,330万4,952円、歳出は5億9,143万1,180円でございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化及び少子高齢化や人口減少の急速な進展により町税が減収する一方、社会保障費は増加するなど、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれます。今回の審査の過程で委員から出されました意見を参酌いただき、町の将来を見据えた持続可能な行財政運営に留意され、引き続き歳出抑制に努めていただきたいと思っております。

以上、規則第77号の規定により御報告いたします。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員が委員のため省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論及び採決となりますが、1件ずつ行います。

最初に、議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、討論を行います。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、反対の立場で述べさせていただきます。

まず最初に、議員必携の、ある一文を読み上げます。「決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する、極めて重要な意義があることを再認識すべきである。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきである」と書かれてあります。

決算の全体を見れば、多くの事業は適切に執行されています。特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、うまく活用されていた印象です。

しかし、財源がないと言われる利根町だからこそ、小さいところから見直していただきたいです。効果をはっきりと見られないもの、効果を数字で上げられないもの、この先も継続すべきだと簡単に首を縦に振れない事業もありました。購入かリースかに関しても、本当に必要なときだけリースするという方法が可能かもしれません。様々なケースを選択肢に入れていただきたいです。

また、委託料の多さも気になります。財源に乏しい利根町の現状を考えれば、専門家を採用したり、職員にもっと勉強する機会を提供し、知識を身につけさせるなど工夫をし、将来的に委託しなくても済むような方法を取っていくべきではないでしょうか。

最後に、公共交通について触れたいと思います。ふれ愛タクシー運行事業が歳出総額の約0.27%しかありませんでした。ふれ愛タクシーは乗合タクシーです。多いにこしたことはありません。さらなる増便を求めます。

利根町のホームページを立ち上げると、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまちとね」という言葉が目飛び込んできます。みんなが住みたくなる利根町を共に創る仲間だからこそ、少数意見にも耳を傾けていただきたく、反対の意見を述べさせていただきました。

以上で反対討論を終わります。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

7番船川京子議員。

〔7番船川京子君登壇〕

○7番（船川京子君） 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立

場で発言をいたします。

決算審査特別委員会においては、予算の執行に違背は認められず、適正に処理されていると認識いたしました。事業内容に関しては認定に反対の議員からの発言がありましたが、確かに今後、予算化の時点でいま一度方向性を見直しをすべきと感じるものもありますが、それは次年度以降に検討を訴え、反映させるために尽力すべきものであり、令和4年度決算の認定を否定するものではないと考えます。

また、代表監査委員からは、関係帳簿並びにその他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行に関連した事務は適正に処理されているとの報告があり、決算審査特別委員会にて慎重に審査した結果、監査委員の報告は適切と認識いたしました。

以上のことから令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） それでは、議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定について、私は反対の立場から討論をいたします。

まず、歳入について申し上げます。歳入の根幹をなすべき税であります。現年度課税分の徴収率をもう少し上げるように努力していただきたいということでございます。現年度の徴収に力を入れないと収入未済額が増えて、ひいては滞納繰越額が増加し、徴収がより困難になってしまうからであります。

今回、数字を見ますと、滞納繰越分の徴収率が下がっているんですね、例年より。これでは、年々滞納額が増えていくというふうに私は思っております。何らかの理由でどうしても納められないという方もおるでしょうけれども、やはり課税されたものは必ず徴収するというのが、税務課の仕事であろうというふうに思います。これまでも職員の中には、全部が全部じゃありませんけれども、中には国税徴収法等を熟読して、差押えを視野に、機構で実務研修を受けてきた方などもおられます。でも、これらの方が他部署へ移ってはいは、全然役に立たないんです。素人がこの徴収をやろうとしても、ちょっと私は無理だというふうに私は思っています。

課税された税額は、課税誤りは別といたしましても、全額徴収することが徴収係の仕事ですから、徴収率が下がっているということは仕事を怠っているとも取れます。町民の税の負担の公平を高めるように努力していただきたいと思えます。

次に、歳出について、決算委員会でいろいろ審議をいたしました。その中で何点か申し上げて、反対の理由といたしたいと思えます。

歳出について、交通安全対策に対する配慮が欠けているということでもあります。高齢者が増加する中で、町内の危険な場所の把握等に努めておられない。いわゆる危険な場所といえますか、危険が予測される場所ですね、これはやはり職員自らが町内をくまなく歩いて

調査する、これがやはり行政の仕事だろうというふうに思います。そういうことによって、町民の声に耳を傾ける。また、木々が倒れていれば、それをなぜ倒れたんだろうかと、そういう起こす、そういう修理等も含めて、無関心であるということでは駄目だというふうに私は思っております。町民に寄り添った行政をしていないということでもあります。

それから、子育て応援手当支給事業でありますけれども、令和2年度から妊娠・出産祝い品支給事業に切り替わりました。旧事業では子供が15歳になるまで続くことになり、第2子、第3子とも、それぞれずっとその手当がいただけるんです。しかし、この新事業になると、それらは新しい事業になるわけです。変わるわけですから、いただけない。そもそも差が何かある。この恩恵の差、いわゆる不公平を解消するように私は配慮すべきだなというふうに思っております。よく市民会議で議論するというふうな言葉も聞くわけですが、そうじゃなくて、これは少し公平を欠くというのであれば、やっぱり町長自らトップダウンで改善していただきたいというふうに思います。

それから、廃棄物処理でございますが、説明内容が詳細でなく、理解できない内容がありました。毎年毎年の増減を把握するという事は、大変重要であります。利根町は人口が減っている中で、し尿等が増加をすると、この辺の要因は何なのだろうか。この辺もやっぱりしっかりして、今後の計画に生かす、そしてちゃんと説明してほしいというふうに思います。

それから、がんばる農業者等支援事業ですが、交付要綱に基づいて支援していることは分かりました。しかし、「人・農地プラン」の実行計画が示されていません。行き当たりばったりで予算を支出しているように感じられます。質問でも言いましたけれども、今、土地改良事業が施行されている中で、将来の農業の在り方を計画的にこれを示すべきで、これが示されていない。大変残念に思っております。

次に、観光協会の補助金475万4,000円予算計上されております。内容は、花火です。見て喜んでいる人もいれば、不審に思っている人もおります。それは、花火の財源に過疎債430万円を充てているからであります。後々払っていかなければならない、これは借金ですね。ですから、3割といえども毎年毎年での積み重ねというのは、多額の借金につながってまいります。花火大会は利根町の灯籠流しとの合同で、利根町としては対外的にも立派な観光資源だなというふうに私は理解しております。そういうときだけに、財源の取得法を考えていただきたいというふうに思います。これでは、借金でもって花火を上げていたのでは、利根町の経済というのはどうなっているんだろう、商工業の衰退を何か証明しているように思えて、何か嫌な感じがするので。以前のように、この財源は、やはり町民からといいますか、町民が負担すべきだと、主にですよ、全部とは言いませんけれども、負担すべきだというふうに私は思っております。

次に、常設消防について感じたことを申し上げます。交付税で、これを財源として一部事務組合のほうに負担金を納めているわけですが、超過しているんですね。これについて

の説明がなかった。いろいろな構成市町村でやっているわけですから、ある程度増減はあるでしょう。しかし、最低限、この交付税の範囲内でやっていただきたいなど。利根町について特別にそういった事業等があれば、交付税プラス一般財源でこれもありというふうに私は思っておりまして、今回も消防署のところの新築事業がありますから、あれによつての負担かなとも思っていたのですけれども、説明がなかったのが大変残念だというふうに思っております。

次に、学校給食運営に係る納入についてなのですが、公会計にするという方向性、これは議会の中で議論を踏まえて決まったことです。ですから、決まったことはやっぱりやっていただかないと、実行していただかないと困るんです。教育長は決算委員会の中で、膨大な経費がかかるというふうなことで、ちょっと口を滑らせたか何か分かりませんが、説明しています。結局のところはこういう言葉が出るというのは、自分のところの業務に重く負担が乗ってくるというようなことで、そういう気持ちがあったからこそ、こういう言葉が出たのかなというふうに思いますが、何をか言わんやだというふうに私は思っております。突っ込んでいけば、職務を遂行しないというのは、違反にもつながるんじゃないかというふうにも取れる発言であります。

決算書全体的に、総計予算主義が原則なんですけれども、これがなされていなかった。また、予備費からの充当が多く、中でもこの予備費からの充当の経費が、事務費に充当しているという経費があったんです。各担当者はよく注意を払って、特に財政課長などは、その流用をチェックしていただければなというふうに思っております。

以上、反対の理由として、決算書のほうから見て申し上げました。

もう一つ、申し上げることがあります。それは、それが私の最大の反対の理由であります。

議会初日の9月4日、町長から報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。また、健全化判断比率、資金不足比率の意見書が監査委員2名から出されました。この中で、実質収支額を見て、目を疑いました。2億6,811万7,000円というふうになっています。一方で、歳入歳出決算の中では、実質収支額は2億8,646万8,000円となっております。35万1,000円の差があります。なぜ、このようなことが起きるのか。利根町の長い歴史の中で、初めてのことだというふうに思っております。

花火やイベントに上ずって、本来の内部の業務がおろそかになったのではないだろうか。日の当たるところ日の当たらないところというようにありますけれども、これまでこの議会の中でも、この場で注意を怠らないように、再三、遠くからであります、職員に資料の配付内容については誤謬があるというふうに話してまいりました。それが原因の一つとは言いませんけれども、何か関係があるように、要するに注意力の欠如だなというふうに思っております。これらの注意力の欠如の集大成が、今回のこの実質収支額の差に表れた

というふうに私は思っております。

私は、どちらの数字が正しいか分かりません。決算は、歳入歳出決算に対する実績です。行政活動の結果が集約されています。各事業が適正かつ効果的に行われたかどうかは、この計数ですね、数字、計数は正確でなくてはならないわけです。議会は9月11日から14日の間、決算内容を確認し、法的に適用しているか、また計算は正しいか、使われ方は適正か、また過去の財政状況等と比較して問題点を点検し、将来に反映させることなど、議会として大切な役割を果たすために慎重審議をしまいいりました。その結果として見つかったわけではありますが、残念ながら町民に私は説明はできません。

以上のことから令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定について、反対をいたします。以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番山崎敬子議員。

〔1 番山崎敬子君登壇〕

○1 番（山崎敬子君） 1 番山崎敬子でございます。今回初めての決算委員会に出席させていただきました。初めてということもあり、先輩の議員の皆様の活発な御意見、細かいところまで見ていらっしゃる、それがすごく心に残り、私も早くここに議論ができるようになりたいなととても思いました。

私自身の目を見た限りでは今回の計算は適正だと考えさせていただき、賛成とさせていただきます。手厚くするところ減らすところ、令和4年度の決算をしっかりと見て、令和6年度の予算編成に生かしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5 番石井公一郎議員。

〔5 番石井公一郎君登壇〕

○5 番（石井公一郎君） それでは、令和4年度の決算について、反対いたします。

町税が約13億円、人件費が町税では賄えないような状況で、庁舎の大規模改造、これは、今のこの庁舎は平成元年に建築され、約35年経過していると。そんなに傷んではないと。A、B、C、DのランクでCのランクだと、部分的に改修していけばいいのかなというような感じもします。それで、令和6年、令和7年、2年に分けて、約9億円近くの大きな金額をかけて改修していくんだと。

それに、学校統合、これについても、文小学校、文間小学校の住民からの声は、結構反対の声もあったと。もっと住民の声を大事にさせていただきたいなというような感じがして、私としてはこの決算について、反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

9 番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和4年度決算については、昨年3月の定例会において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置しました。委員会では、執行部に対して事業計画に基づき予算書全般にわたる詳細な説明を求め、さらに質疑を行いました。特別委員会で、予算書は可決になりました。本会議では可決・成立いたしました。執行部ではこの1年間、予算書に基づき、事業を確実に執行しています。

決算書については、次のような監査委員の審査を受けています。「決算書については、収支とも正確にして規定に違反した点はなく、全て正当なものと認める」このように監査委員の審査意見書の記載があります。

次に、決算については、議長及び監査委員を除く全員で決算審査特別委員会を設置しました。執行部に事業報告書並びに決算書の説明を求め、質疑を行い、可決しました。

決算認定については、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第55号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第56号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第56号は認定とすることに決定いたしました。

次に、議案第57号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原正光でございます。令和4年度利根町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定の件について、反対討論をいたします。

まず、歳入についてでございますが、主な財源は下水道使用料、それからまた事業に対する国庫補助金、それと起債ですね。利根町の公共下水道は分流式になるので、雨水工事をする際には、計画区域外からの流入についてはその量に見合った一般会計からの繰入金が必要だ、そういう繰入れの方法をしていると思います。この一般会計からの繰入金を見ますと4,059万4,000円入っています。繰入金の算出とといいますか、この根拠、今言いましたように、区域外からの費用分を含めて繰入れしているというふうに私は理解をしております。

1例を言いますと、一般質問や何かでも再三出てきますけれども、フレッシュタウンの裏の北側の雨水路改良工事1,859万円、今回計上されておりますけれども、この工事についても再三言っていますように、農地面積との折半、この折半が必要だと思うんです。この交渉次第では、県圃場整備の中でこの事業ができることも可能ですし、町の負担が大幅に少なくて済むということです。

しかし、今の役場の状況を見ますと、検討の話合いもされていない。そして、今の会計状況から見ると、一般会計からじゃぶじゃぶ繰出金を出させて、繰入れして、放漫経営しているように私は見えます。

公共下水道特別会計、これは特別会計ですから、その歳入は、その中の事業費あるいは使用料等をもって充てるのは、これは当たり前の話なので。あと1年後、令和6年でしたか、公会計になる、あと1年しかないわけですから、果たしてどうなんだろうと。財政的にもきちんとこれを整理して、内容も見直して、特に委託費の見直しなどは、委託費については職員がやるようにしないと、経営が行き詰まります。何でもかんでも業者任せにしないで、職員が事務を覚えてやるようにしてしっかりやらないと、特別会計の経営というのはやっていけません。

改善するところは改善し、正確に確かな経営を願って、私は公共下水道歳入歳出決算認定の件について、反対をいたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第57号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第57号は認定することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開を14時40分とします。

午後2時27分休憩

午後2時40分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、飯島生活環境課長から先ほどの議案第50号、井原議員の質疑の答弁について発言を求められておりますので、これを許します。

飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 先ほど、議案第50号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の井原議員の質疑でお答えいたしました、款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金302万9,000円と申し上げましたが、正しくは320万9,000円でございます。訂正させていただきます。

また、302万9,000円を一般会計に繰り出すと御説明いたしました、こちらも正しくは320万9,000円です。訂正させていただきます。

大変申し訳ございません。

○議長（大越勇一君） 議案第58号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第58号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボ

タンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第58号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号 令和4年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第59号 令和4年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第59号は認定とすることに決定いたしました。

次に、議案第60号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第60号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第60号は認定とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案のとおり認定することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第61号は認定することに決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案は古田吉光氏が適任であるという意見を答申することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、諮問第1号は原案のとおり適任であるという意見を答申することに決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第19、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

この件は、9月4日の本会議において厚生文教常任委員会に付託しております。

委員長から、会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを掲載しております。

ここで、審査の経過及び結果について、委員長報告を求めます。

新井邦弘厚生文教常任委員会委員長。

[厚生文教常任委員会委員長新井邦弘君登壇]

○厚生文教常任委員会委員長（新井邦弘君） それでは、今定例会において厚生文教常任委員会に付託された請願の委員会の審査経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、9月8日金曜日午後2時より、委員全員出席の下、慎重なる審査を行いました。

まず初めに、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員である山崎誠一郎議員に説明を求め、その後、質疑、採決を行いました。

主な質疑の内容としては、石井委員から中学校では35人学級を早急に実施するとあるが、利根町の現状はどうなっているのかとの質疑に対し、今のところ35人学級に向かって推進しているところではありますが、中学校に関しては若干35人を超えている学級もあるとの答弁がありました。

また、峯山委員から意見書を提出することになった場合、今後の流れはどうなるのかとの質疑には、利根町としてではなく議会への請願なので、利根町議会として国に意見書を出す形になるとの答弁がありました。

このほか、委員の意見として、学校の先生は授業以外にもいろいろなことをしており長時間労働となっているが、意見書案にあるように子供たちのために働き方改革を進めていく形になるなら、子供たちにとってよく、望ましい。また、国の予算削減は大きな問題であり、国がこれらの予算を是正し、先生方の働きやすい職場にしていくことが大切である。また、教員以外の様々な職種の方も増やすためには、国庫負担率を2分の1に戻すことは喫緊の課題であるなどといった意見が出されました。

採決の結果については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条の規定により、報告とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本請願を採択することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、請願第1号は採択されました。

○議長（大越勇一君） 日程第20、議員提出議案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。

提出者、10番山崎誠一郎議員。

〔10番山崎誠一郎君登壇〕

○10番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。議員提出議案第2号について御説明申し上げます。

提出日は、本日、令和5年9月19日。

提出者は、利根町議会議員山崎誠一郎、私でございます。賛成者を新井邦弘議員、石井公一郎議員、峯山典明議員、佐藤眞一議員、山崎敬子議員。厚生文教常任委員会のメンバー5人全員の賛成をいただいております。

件名は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出の件で、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、学校現場では、子どもの貧困やいじめ、教職員の長時間労働など、解決すべき課題が山積しております。子どもたちの豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善や少人数学級実現など、子どもを取り巻く教育環境の条件整備が不可欠でございます。

こうした観点から、国に対し措置を講じるよう要望し、意見書を提出したいので提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議員提出議案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第21，議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり，令和5年度町村議会広報研修会，令和5年度市町村議会議員特別セミナー，令和5年度利根町議会議員視察研修及び令和5年度茨城県南町村議会議員大会の4件について，議員を派遣することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，議員派遣に変更がある場合は，議長に一任とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 日程第22，常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち，会議規則第75条の規定により，タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり，閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） ここで，県南水道企業団に所属する議員から組合議会報告について発言を求められておりますので，これを許します。

県南水道企業団議会報告について，船川京子議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員船川京子君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（船川京子君） 茨城県南水道企業団，令和5年第2回定例会の報告をいたします。

提出された議案は3件，決算の認定に係る報告が3件，議員提出議案が1件，その後，一般質問が行われました。

議案第1号は，茨城県南水道企業団情報公開個人情報保護審査会条例についてです。これは，審査会の設置根拠を一つの条例に整理し，その組織運営について定めるため制定するものであり，全員賛成で可決されました。

議案第2号及び議員提出議案第1号は，議案第1号の条例の制定に伴い，所要の改正を行うものであり，全員賛成で可決されました。

次に，議案第3号は，令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について。

給水戸数が11万1,970戸，給水人口は23万9,856人，普及率は85.4%。水道事業の総収益は，税込み額で73億4,802万7,241円。総費用については，税込み額で59億7,560万2,153円となり，損益は9億6,551万3,481円の純利益でした。

また，資本的収支勘定について，収入は18億2,557万7,786円，支出は47億1,580万9,952円となっており，翌年度への繰越工事資金840万5,081円を除く資本的収入額が資本的支出額に不足する額28億9,863万7,247円は，過年度分損益勘定留保資金24億870万3,596円，繰越工事資金2億1,151万2,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億7,842万1,651円で補填し，剰余金の処分について，資金を伴わない剰余金については3億7,748万6,565円を資本金へ組み入れ，資金を伴う剰余金については，令和5年度企業債の返済予定額となる2億8,786万9,444円を減債積立金へ，残りの3億15万7,472円を建設改良積立金へそれぞれ積立てする案の提出があり，賛成多数で認定されました。

次に，報告は，令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書，令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書，地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告の，それぞれ3件の報告がなされました。

以上で報告を終わります。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 次に，佐々木町長から発言を求められておりますので，これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長 佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和5年第3回定例会の閉会に当たりまして，一言御挨拶を申し上げます。

9月4日から本日まで通算16日間にわたり行われました今定例会も，ここに全日程を終了し，閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には令和4年度の決算認定など合計18件の案件を御提案しましたところ，慎重なる御審議を賜り，全て原案のとおり可決並びに御承認いただきましたことに，心より御礼申し上げます。

また，今定例会の期間中に行われた決算審査特別委員会や一般質問，本日の議案質疑など，それぞれの議案審査の過程において議員の皆様からいただきました御意見や御提言などにつきましては真摯に受け止め，今後の町政運営に当たってまいります。

先ほど，議案第45号についても御承認いただいたところでございますが，こちらにつきましては，今定例会において地方消費税調査特別委員会が設置され，その中でも審議していただいたところでございます。

このたびの利根町国民健康保険特別会計に係る消費税の申告漏れにつきましては，町議会はもとより，町民の皆様におわび申し上げます。このような事態を二度と起こさないよ

う、万全を期してまいります。

今定例会の冒頭でも申し上げましたが、今月30日には町と区長会共催の防災講演会がございます。先日の台風に伴う大雨で、県内でも大きな被害が出ております。町民の皆様におかれましては、改めて災害への十分な備えをお願いするとともに、ぜひ防災講演会にお越しいただき、防災意識の向上につなげていただければと思います。

令和7年1月1日、利根町は町制施行70周年を迎えます。令和6年度には、記念事業の実施を予定しております。それに先立ちまして、記念ロゴマークと町民提案型事業の募集を今後行ってまいりますので、ぜひ多くの方々に御応募いただき、町民の皆様とともに70周年を盛り上げていきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、健康に留意されますとともに、さらなる町の発展のために町政への御理解と御協力をお願い申し上げまして、議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。16日間、大変御苦労さまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和5年第3回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和5年第4回定例会は、12月4日月曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大越勇一

署名議員 船川京子

署名議員 井原正光